



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年10月26日火曜日 第2213号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

医療機関の指定.....	820
介護機関の指定.....	820
施術機関の指定.....	820
指定医療機関の廃止の届出.....	820
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	821
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	821
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	821
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	821
指定介護機関(特定福祉用具販売事業者)の廃止の届出.....	822
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	822
指定介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の廃止の届出.....	822
指定居宅サービス事業者の指定.....	822
指定居宅介護支援事業者の指定.....	823
指定介護予防サービス事業者の指定.....	823
指定居宅サービス事業の廃止.....	824
指定居宅介護支援事業の廃止.....	824
指定介護予防サービス事業の廃止.....	824
指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	825
介護老人保健施設の開設の許可.....	825
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	825
保安林予定森林にする旨の通知.....	825
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	826
公共測量の実施の通知.....	826
道路の区域変更(県道野中長沢線).....	826
道路の供用開始(県道野中長沢線).....	827
開発行為に関する工事の完了(4件).....	827
道路の供用開始(県道大洲長浜線).....	828

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	828
採石業務管理者試験の合格者の発表.....	828

### 公営企業公告

医療機器の借入れ.....	828
---------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1179号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
山川リントロー 歯科診療所	山 川 倫太郎	西条市樋之口八町379番 1	平成22年 3月25日

#### ○愛媛県告示第1180号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
老人保健施設ま なべ	医療法人北辰会	西条市小松町妙口甲1521 番地	平成22年 9月19日

#### ○愛媛県告示第1181号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
新町鍼灸接骨院	ウマ商事株式会 社	四国中央市三島中央三丁 目11番33号	平成22年 9月6日

#### ○愛媛県告示第1182号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
芳我小児科	芳 我 哲次郎	八幡浜市江戸岡丙1-8 -7	平成22年 6月30日
丹こどもクリ ニック	丹 愛 子	今治市末広町三丁目4番 地12	平成22年 6月30日
ナダベ薬局	灘 部 由美子	伊予市灘町1-15	平成22年 7月5日
にしむら整形外 科	西 村 藤 夫	八幡浜市沖新田1510番139	平成22年 7月31日
メディコ21東大 洲調剤薬局	株式会社メディ コ・二十一	大洲市東大洲149-3	平成22年 8月31日
メディコ21薬局 宇和店	株式会社メディ コ・二十一	西予市宇和町卯之町五丁 目263-1	平成22年 8月31日
メディコ21薬局 れんげ店	株式会社メディ コ・二十一	西予市宇和町上松葉160 番1	平成22年 8月31日
メディコ21薬局 重信店	株式会社メディ コ・二十一	東温市野田三丁目1-13	平成22年 8月31日
まなべ病院	医療法人北辰会	西条市水見丙477番地	平成22年 9月18日

## ○愛媛県告示第1183号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人にしむら整形外科	八幡浜市1510番地139	にしむら整形外科	八幡浜市1510番地139	平成22年8月1日
株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	レデイいよ米湊調剤薬局	伊予市米湊1372番地1	平成22年9月27日
医療法人北辰会	西条市小松町妙口甲1521番地	西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521番地	平成22年9月19日
合同会社笑い家	西条市丹原町池田978番19	通所介護笑い家	西条市丹原町池田978番19	平成22年10月5日

## ○愛媛県告示第1184号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社光タクシー	新居浜市喜光地町二丁目2番22号	らくらく介護相談所のぞみ	新居浜市松の木町5番1号	平成22年8月30日

## ○愛媛県告示第1185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人にしむら整形外科	八幡浜市1510番地139	にしむら整形外科	八幡浜市1510番地139	平成22年8月1日
株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	レデイいよ米湊調剤薬局	伊予市米湊1372番地1	平成22年9月27日
医療法人北辰会	西条市小松町妙口甲1521番地	西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521番地	平成22年9月19日
合同会社笑い家	西条市丹原町池田978番19	通所介護笑い家	西条市丹原町池田978番19	平成22年10月5日

## ○愛媛県告示第1186号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
吉岡英敏	喜多郡内子町内子1905	吉岡英歯科	喜多郡内子町内子1905	平成22年5月25日
西村藤夫	八幡浜市沖新田1510番138	にしむら整形外科	八幡浜市沖新田1510番139	平成22年7月31日
有限会社アクトヒューマンケア	福岡県福岡市南区老司2-6-36	有限会社アクトヒューマンケア愛媛営業所	伊予市下吾川2022-1	平成22年9月1日

○愛媛県告示第1187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（特定福祉用具販売事業者）から、特定福祉用具販売事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る特定福祉用具販売事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社アクトヒューマンケア	福岡県福岡市南区老司2-6-36	有限会社アクトヒューマンケア愛媛営業所	伊予市下吾川2022-1	平成22年9月1日

○愛媛県告示第1188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
吉岡英敏	喜多郡内子町内子1905	吉岡英歯科	喜多郡内子町内子1905	平成22年5月25日
西村藤夫	八幡浜市沖新田1510番138	にしむら整形外科	八幡浜市沖新田1510番139	平成22年7月31日
有限会社アクトヒューマンケア	福岡県福岡市南区老司2-6-36	有限会社アクトヒューマンケア愛媛営業所	伊予市下吾川2022-1	平成22年9月1日

○愛媛県告示第1189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）から、特定介護予防福祉用具販売事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社アクトヒューマンケア	福岡県福岡市南区老司2-6-36	有限会社アクトヒューマンケア愛媛営業所	伊予市下吾川2022-1	平成22年9月1日

○愛媛県告示第1190号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社介護企画・和	訪問介護せせらぎ	愛媛県松山市吉藤四丁目4-36	平成22年9月1日	訪問介護
株式会社ケアサポートK2	株式会社ケアサポートK2	愛媛県松山市堀江町甲766番地23	平成22年9月1日	福祉用具貸与
株式会社ケアサポートK2	株式会社ケアサポートK2	愛媛県松山市堀江町甲766番地23	平成22年9月1日	特定福祉用具販売
株式会社ケアマックスコーポレーション	アクトヒューマンケア	愛媛県伊予市下吾川2022番地1	平成22年9月1日	福祉用具貸与
株式会社ケアマックスコーポレーション	アクトヒューマンケア	愛媛県伊予市下吾川2022番地1	平成22年9月1日	特定福祉用具販売
株式会社共生れんげの会	れんげ奏共生デイサービスセンター	愛媛県西予市宇和町山田1558番地	平成22年9月1日	通所介護
愛媛糧栄株式会社	愛媛糧栄㈱サービス事業部Rショップ	愛媛県松山市問屋町5番22号	平成22年9月3日	福祉用具貸与
愛媛糧栄株式会社	愛媛糧栄㈱サービス事業部Rショップ	愛媛県松山市問屋町5番22号	平成22年9月3日	特定福祉用具販売
株式会社ハーブ	デイサービスあん	愛媛県宇和島市中沢町一丁目2番10号	平成22年9月11日	通所介護
アルク・フリイド株式会社	指定訪問介護事業所きぼう	愛媛県今治市別宮町六丁目4番22号	平成22年9月13日	訪問介護
株式会社共生れんげの会	れんげ共生訪問介護ステーション	愛媛県西予市宇和町山田1558番地	平成22年9月15日	訪問介護

○愛媛県告示第1191号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ケアセンターわかば	指定居宅介護支援事業所わかば	愛媛県宇和島市保田甲909番地	平成22年9月1日	居宅介護支援
株式会社ひより	居宅介護支援事業所ひより	愛媛県大洲市長浜町下須戒甲321番地2 日正グランハイツ102号室	平成22年9月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1192号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社介護企画・和	訪問介護せせらぎ	愛媛県松山市吉藤四丁目4-36	平成22年9月1日	介護予防訪問介護
株式会社ケアサポートK2	株式会社ケアサポートK2	愛媛県松山市堀江町甲766番地23	平成22年9月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社ケアサポートK2	株式会社ケアサポートK2	愛媛県松山市堀江町甲766番地23	平成22年9月1日	特定介護予防福祉用具販売
株式会社ケアマックスコーポレーション	アクトヒューマンケア	愛媛県伊予市下吾川2022番地1	平成22年9月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社ケアマックスコーポレーション	アクトヒューマンケア	愛媛県伊予市下吾川2022番地1	平成22年9月1日	特定介護予防福祉用具販売

株式会社共生れんげの会	れんげ奏共生デイサービスセンター	愛媛県西予市宇和町山田1558番地	平成22年9月1日	介護予防通所介護
愛媛糧栄株式会社	愛媛糧栄㈱サービス事業部Rショップ	愛媛県松山市問屋町5番22号	平成22年9月3日	介護予防福祉用具貸与
愛媛糧栄株式会社	愛媛糧栄㈱サービス事業部Rショップ	愛媛県松山市問屋町5番22号	平成22年9月3日	特定介護予防福祉用具販売
株式会社ハーブ	デイサービスあん	愛媛県宇和島市中沢町一丁目2番10号	平成22年9月11日	介護予防通所介護
アルク・フリイド株式会社	指定訪問介護事業所きぼう	愛媛県今治市別宮町六丁目4番22号	平成22年9月13日	介護予防訪問介護
株式会社共生れんげの会	れんげ共生訪問介護ステーション	愛媛県西予市宇和町山田1558番地	平成22年9月15日	介護予防訪問介護

## ○愛媛県告示第1193号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社アクト・ヒューマンケア	有限会社アクト・ヒューマンケア愛媛営業所	愛媛県伊予市下吾川2022-1	平成22年9月1日	福祉用具貸与
有限会社アクト・ヒューマンケア	有限会社アクト・ヒューマンケア愛媛営業所	愛媛県伊予市下吾川2022-1	平成22年9月1日	特定福祉用具販売

## ○愛媛県告示第1194号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人財団 慈強会	ケアプランセンター東松山	愛媛県松山市高井町1211番地	平成22年4月30日	居宅介護支援

## ○愛媛県告示第1195号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社アクト・ヒューマンケア	有限会社アクト・ヒューマンケア愛媛営業所	愛媛県伊予市下吾川2022-1	平成22年9月1日	介護予防福祉用具貸与
有限会社アクト・ヒューマンケア	有限会社アクト・ヒューマンケア愛媛営業所	愛媛県伊予市下吾川2022-1	平成22年9月1日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第1196号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。  
平成22年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	指定介護療養型医療施設		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人北辰会	まなべ病院	愛媛県西条市氷見丙477番地	平成22年9月18日	介護療養型医療施設

○愛媛県告示第1197号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。  
平成22年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設		許可年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人北辰会	介護老人保健施設まなべ	愛媛県西条市小松町妙口甲1521番地	平成22年9月19日	介護老人保健施設

○愛媛県告示第1198号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、伊予市上吾川、米湊及び稲荷地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・古泉地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成22年10月27日から平成22年11月25日まで
- 3 縦覧場所  
伊予市役所本庁

○愛媛県告示第1199号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
伊予市両澤字大山乙37の3（次の図に示す部分に限る。）、乙35の1、乙36の1から乙36の4まで、乙37の2、乙38、乙39、乙41の1、乙41の3、乙42
- (2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
㊦ 主伐は、択伐による。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所  
伊予市双海町上灘字日浦乙13の50、乙18の1、乙21の1、字コヤノタニ乙69の2、乙71の1
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
㊦ 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字日浦乙13の50・字コヤノタニ乙71の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林予定森林の所在場所  
伊予市中山町出淵2番耕地479、6番耕地179の3
- (2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
㊦ 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期  
 齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### ○愛媛県告示第1200号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、大洲市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成22年10月26日

長浜港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

3工区

大洲市長浜甲1015番4の地先公有水面

(2) 区域

3工区

次の②の地点と⑩の地点を直線で結んだ線、⑩の地点と⑪の地点を直線で結んだ線、⑪の地点から⑬の地点までを順次直線で結んだ線、⑬の地点と⑭の地点を結ぶ昭和53年10月27日付け愛媛県指令52港第525号で竣功認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線(C・D・L+3.34メートルにより決定)、⑭の地点と⑮の地点を結ぶ昭和53年10月27日付け愛媛県指令49港第267号で竣功認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線(C・D・L+3.34メートルにより決定)、⑮の地点と⑯の地点を直線で結んだ線及び⑯の地点と⑰の地点を結ぶ昭和62年秋分の満潮位(C・D・L+3.09メートルにより決定)における公有水面と陸地との境界線によって囲まれた区域

基点(大洲市長浜乙18番7の国土地理院四等三角点住吉公園)は、北緯33度36分46秒8729、東経132度29分02秒5795の地点

②の地点は、基点から真北336度33分10秒493.51メートルの

地点

⑩の地点は、②の地点から真北326度16分30秒37.82メートルの地点

⑪の地点は、⑩の地点から真北10度50分40秒10.64メートルの地点

⑫の地点は、⑪の地点から真北55度48分40秒162.55メートルの地点

⑬の地点は、⑫の地点から真北55度28分50秒10.03メートルの地点

⑭の地点は、⑬の地点から真北55度47分30秒69.86メートルの地点

⑮の地点は、⑭の地点から真北145度47分50秒36.75メートルの地点

⑯の地点は、⑮の地点から真北145度47分50秒73.91メートルの地点

⑰の地点は、⑯の地点から真北273度04分20秒57.53メートルの地点

⑱の地点は、⑰の地点から真北254度02分10秒33.34メートルの地点

⑲の地点は、⑱の地点から真北225度35分00秒150.47メートルの地点

⑳の地点は、⑲の地点から真北348度47分50秒24.56メートルの地点

(3) 面積

3工区

18,376.12平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和63年2月12日 愛媛県指令62港第475号

4 しゅん功認可年月日

平成22年10月26日

### ○愛媛県告示第1201号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 作業種類 公共測量(4級基準点測量、街区・画地出来形確認測量)

2 作業期間 平成22年10月26日から

平成23年3月31日まで

3 作業地域 新居浜市庄内町四丁目、庄内町五丁目、坂井町一丁目、坂井町二丁目

### ○愛媛県告示第1202号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野中長沢線	伊予市中山町佐礼谷甲16番2地先から 同町佐礼谷甲97番地先まで	旧	メートル 4.8～10.0	キロメートル 0.076	
		伊予市中山町佐礼谷甲14番3から 同町佐礼谷1号19番13まで	新	5.6～39.0	0.076	

## ○愛媛県告示第1203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野中長沢線	伊予市中山町佐礼谷甲14番3から 同町佐礼谷1号19番13まで	平成22年10月28日

## ○愛媛県告示第1204号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年10月26日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第35号 平成22年10月15日	東温市牛淵字廣地1276番1	松山市北久米町879番地1 エイデンビル北久米306号 大 西 慶 紀

## ○愛媛県告示第1205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年10月26日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第36号 平成22年10月15日	東温市樋口甲735番2	東温市樋口1382番地 健マンション106号 藤 田 誠 治

## ○愛媛県告示第1206号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年10月26日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第37号 平成22年10月15日	伊予郡松前町大字神崎字栗田分439番1	松山市山越六丁目2番14号 山越郵政宿舎A-31号 山 下 康 二

○愛媛県告示第1207号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年10月26日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建（開）第38号 平成22年10月19日	伊予郡松前町大字南黒田字瓜尻748番3、748番7、748番16、750番5、750番6及び751番	伊予郡松前町大字浜775番地1 株式会社コーシンコンストラクション

○愛媛県告示第1208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大洲長浜線	大洲市長浜字目当場甲8番1から 同市長浜字山際甲169番4まで	平成22年10月26日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年9月30日	特定非営利活動法人グループホームほほえみ	都 築 修 造	松山市立花一丁目9番17号	この法人は、痴呆性高齢者や障害者に対して利用者の個性を大切にしながらグループホーム等の在宅介護事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

○公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表について

平成22年10月8日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成22年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

受験番号	受験番号
2	3

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年10月26日

愛媛県公営企業管理者 三好 大三郎

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
医療機器の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
全身用マルチスライスCT 1式
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成23年3月1日から平成29年2月28日まで
- (5) 借入場所  
愛媛県松山市春日町83番地  
愛媛県立中央病院
- (6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請

負等編) 8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件賃貸借の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (5) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

## 3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法  
電子入札システムによる。
- (2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所  
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。  
<http://ebid.pref.ehime.jp/ppi.html>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限  
平成22年11月19日(金)午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限  
電子入札システムによる場合は、平成22年12月7日(火)から平成22年12月8日(水)までの電子入札システム稼働時間中(午前9時00分から午後8時00分まで(ただし、12月8日は午後5時00分まで))。  
紙入札による場合は、平成22年12月8日(水)午後5時00分まで。
- (5) 開札の日時及び場所  
平成22年12月9日(木)午前10時00分  
愛媛県公営企業管理局会議室(愛媛県庁第二別館2階)
- (6) 問い合わせ先  
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 2794

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程

第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成22年11月19日(金)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

## (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であつて、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(6)に掲げる場所に提出すること。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased : Multislice CT, 1 set
- (2) Time limit of tender : 5 : 00 p.m., 8 December 2010
- (3) For further information, please contact : Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2794